

デジタル技術を活用した効率的・効果的な住民基本台帳事務等の
あり方に関する検討会（第１回） 議事概要

開催日時：令和８年７月２９日（水）１０：００～１１：３０

開催場所：中央合同庁舎第２号館 903 会議室 ※WEB会議と併用

出席者：大屋座長、小尾構成員、海藤構成員、柿崎構成員、楠構成員、小堀構成員、
櫻井構成員、杉田構成員、巽構成員、早川構成員、三輪構成員

事務局：池田住民制度課長、五月女マイナンバー制度支援室長 ほか

オブザーバー：全国知事会、全国市長会、全国町村会、地方公共団体情報システム機構

【議事次第】

1. 開会
2. 検討会開催要綱について
3. 事務局提出資料について
4. 意見交換
5. 閉会

【議事概要】

事務局から資料に沿って説明。その後、意見交換を実施。

【意見交換】

（住基ネットの利用徹底について）

- 昨年度のワーキンググループの最終とりまとめにおいて、行政機関側に対し住基ネットの利用を徹底することとしていた。
私事ではあるが、最近も住民票の写しの提出を求められた行政手続きがあった。とりまとめに記載したから直ぐに徹底されるものとは思っていないが、フォローアップしていただきたい。
- 住基端末については、全国民の情報を見ることができる。ログ等は取っているものの、悪意のある利用者が不正利用することはできる。このため、住基端末の環境整備については、予算上の問題だけではなく、住基ネットで保有する情報に対して、簡単にどこからでもアクセスできるという世界を目指すべきかという点をよく議論する必要がある。
- 住基ネットの利用徹底については、昨年度のワーキンググループの中で、住基ネット

が利用できる事務であるにも関わらず、利用していない事務があるのではないかと
いう観点で議論いただいた。こちらについては、引き続きフォローアップ等を行っていき
たいと思う。

また、端末に関して、いただいた意見も踏まえつつ、引き続き、どのような形が良い
のか、技術の進歩もあるため、引き続き検討していきたいと思う。

- 住基ネットの情報が至る所で見られてよいのかという論点について、バランス良く
配慮していかなければならない。その中で、一つの解決方策として模索されてきたのが
コンビニ交付である。そのような形でバランスを探究していくことが必要である。

(住基ネット統一文字について)

- 文字に係る論点に関して、民間事業者側の文字数がボトルネックとなると思われる。
民間事業者に対して文字数を増やす要望は難しく、根拠もないと考えられるが、デジ
タル行政推進法 17 条・18 条は、引越し等のワンストップサービスの推進を念頭におい
て、民間事業者と行政機関等との連携や、国による環境整備等を定めている。法制上の
措置については、現段階では提言はないが、国のサポートの下で民間事業者にどのよう
な対応を実施してもらうかという議論が必要と思う。この点、検討会の目標としては、
民間事業者にどのように働きかけていくかを含め議論した方が良いと考える。
- 行政事務標準文字の約 7 万文字のうち、約 6 万文字は国際標準となっており、この中
に住基ネット統一文字の約 2 万文字は含まれている。住基ネット統一文字を包含する
文字集合は 10 年近く前に ISO に認めてもらった。

また、民間において何点かボトルネックになっている点があると承知しており、1 点
目は、住基ネット統一文字と JISX 0213 の差異である 1 万文字が、実務上においてフ
ォントを行政機関にしか配っていないという問題である。これに関し、ライセンスの見
直しや過渡期の扱いを整理し、広く使っていただくための準備をデジタル庁で進めて
いる。

2 点目は、約 6 万文字という文字数は多く、全てを実装することが難しいという実務
的な問題や、フォントサイズが大きくなってしまうという問題がある。この課題を中期
的にどのように解決していくかを整理していく必要がある。

3 点目は、文字フォントファイル形式の規格が古く、1 つのフォントファイルに格納
できるグリフ数が約 6 万 5 千文字であるという問題がある。数年経てば、国際標準が改
定されて、環境は改善し問題なく全ての文字を 1 つのフォントファイルで扱える環境
は整いつつあると思うが、業務システム側での対応に課題もあることから、しっかりと
技術情報の提供をはじめとした啓発活動を行わなければならないと思っている。

- 民間事業者の端末では表示が黒丸になるとあるが、人間の目視上では黒丸であるものの、文字コードは民間事業者の端末に届いているのではないか。人間の目視で一致しているかどうか確認するのではなく、文字コードを比較すれば一致するのではないか。
- いわゆる文字化けの問題として黒丸になるパターンは、途中のシステムが自システムで扱っていない文字を変換している場合があり、当初の文字コードをそのまま送ることができず、黒丸にしてしまうという問題がある。
多くのベンダーにおいては、自システムで扱ってない文字を縮退せずに機械的に黒丸にするという処理を行っている場合が多いと認識している。
- 電子証明書上では正しい文字コードで、電子的に一致しているか確認する際、扱いのない文字コードであるため、黒丸として処理されるという理解で良いか。
- 電子証明書については丁寧に縮退をしており、基本的には黒丸にならないと思うが、健康保険証で保険組合が利用している外字が黒丸になってしまうケースなど様々なパターンがある。
- 文字の問題については、民間事業者側のシステムの問題だけとも言えず、政府の縦割りによる弊害が大きいと感じている。どの文字とどの文字が同じ文字であるという点について、国が統一的に示していない。
例えば、法務省が出している人名用漢字の異体字の一覧など複数の異体字の表があるが、政府として機械可読形式の対応表を示せていない。電子証明書に利用されている住基ネット統一文字と JIS コードとの変換表もあるものの、公表はできていない。民間事業者が正しく使える文字の範囲を広げるための環境整備も重要である。
- 民間事業者側としては、自組織の目的に十分な程度で各個人を把握できればよい。その際 JIS や ISO 等の標準に沿った規格で扱っているのであれば十分である。
その状況下において、国ではこういった基盤を整えているので、それを利用してくださいとお願いする必要が生じるならば、なおさら、これが標準であるというものを正しく定めていく必要があるという問題だと認識している。
- 民間事業者側の観点では、現行のシステムでも十分に目的は達成されている状況にあると理解している。先ほど議論された内容などについて、より具体的な課題などがまとめられていると理解が進むと感じた。
また、文字数を増やすことについて、基盤なども整える必要があるのではないか。

- 基盤に関して、文字情報はデータ量が大きいものではないため、それ自体は問題とならないが、COBOL などレガシーシステムは、漢字を2バイトとして扱っており、こういったシステムを全て書き直すべきなのか、それともシステムの入出力部分で変換するなど外字を残すことを許容せざるを得ないのか、といった課題がある。

(住民票コード記載通知書の廃止について)

- 住民票コードの利用に限る話ではないが、当面の間の経過措置というものは様々なところに導入されており、いつまでという明確な期限が定められていないため、脈々とそのまま使われているものが結構残っている。その上で、一般的に住民が積極的に住民票コードを利用して手続きを行うことは、ほとんど無いと考えており、行政事務の負担を考えれば、住民票コードを使用する事務の廃止という、本来あるべき姿に、経過措置から移行していく形が正しいと認識している。
- 基本的には廃止の方向で良いと思う。ただ、行政機関内の既存システムで住民票コードを使用しているシステムが一定程度残存していると思う。住民から住民票コードの提出を求めるといった形は廃止で良いと思うが、行政事務での住民票コードの利用まで同じタイミングで廃止してしまうと、政府の様々な機関が持っているシステムに影響を及ぼす可能性がある。このため、行政事務での住民票コード利用の廃止は別のタイミングで行うかどうかの検討が必要と考える。
- 自治体の視点で申し上げるが、小規模団体であれば1日に発送する作業はそこまではない。ただ、大規模団体では相当な作業量ではないかと考える。先ほどの意見のとおりに、使う機会がほとんど無いことから廃止してもいいと思うが、住民が自身に住民票コードが振られているということは認知できるように、何らかの手段は必要ではないかと思う。

また、国の行政機関への申請等で住民票コードの記載を求めているため、住民票コードが記載された住民票を取得するケースが多いと思うが、このような申請での住民票コードの記載をなくせば、国民が住民票コードを使うことはないと思うので、廃止の検討を進めていただければと思う。
- 住民票コードの利用状況について、いくつかの市町村から、住基・マイナ事務で住基ネットの検索に使用する場合があるといった意見があった。4情報で行う検索より、住民票コードを使用した検索の方が容易であるため使っているという程度であり、それ以外では市町村の事務で住民票コードを使っていないと聞いている。

このため、差し当たっての支障は考えられないため廃止で良いと考える。

- 住民票コードの取扱いを変えることによる行政機関内の既存システムへの影響範囲というのは、標準仕様書の改定などでしっかりと意識して取り組んでいく必要があると考えるが、自治体の中で管理に使っている番号はおそらく宛名番号であり、住民票コードをキーとしてシステム間連携を行うこと自体が法制上想定されていないと考えられ、影響はかなり限定的ではないかと推察をしている。
- どのような場面で住民票コードが使われているかを詳細にヒアリングした上で検討する必要があると思うが、現状確認できた範囲では、行政手続きの中でもそもそも住民票の写しを求めているものがかなり少ないため、影響は少ないと考える。
- 行政機関内の既存システムに対して、レガシーが残っていないかを念のため確認すれば、住民票コード利用に関する確認は足りると考えている。また、通知については必要ないと思っている。
 なお、別の問題点として、住民が自身の住民票コードを覚知する手段を確保する必要があるのかという点である。住民が住民票コードを使わないのであれば、通知する必要があるのか、というところが一つの論点である。ただ、通知しない住民票コードに対して変更の申請ができるというもおかしな話であり、コードの変更をどこで覚知するのかということになる。住民票コードは完全に行政の内部情報として通知せず、住民が利用するのはマイナンバーのみという形にするのか、一応、本人に振られているものであることから、何か別の覚知する手段を用意するのか、という選択になると思う。
 また、別の手段については、マイナポータルで確認できるようにすればよいのではないかと思った。保険証について連携されているため、マイナポータルから記号や番号を読むことはできる。マイナポータルで必要な時に見られる形にしておけば、現状の制度で何も手をつける必要はないと考える。
- 仮にマイナポータルで確認できるようにするとしても、機関間情報連携の制約から、今の自己情報 API や健康保険証と同様の方法で実現するということにはならないのではないかと。現在、公共サービスメッシュで機関内情報活用サービスという、フロントと自治体の基幹業務システムを直結する方の検討もある。
 住民票の写しのVC化について、公共サービスメッシュの機関内情報活用サービスを利用する想定であり、その延長で住民票コードをデジタルで確認できる仕組みについて、マイナンバー制度の特性を維持したまま、検討していくことはできると思う。

(以上)